

秘密保持契約書

_____（以下「甲」という。）と、特許事務所 富士山会
こと佐藤 富徳（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対して開示する秘密情
報の取扱いに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において使用する秘密情報とは、本項第一号及び第二号規定の
技術情報および事業情報の全てを総称していう。

一 技術情報とは、次のものをいう。

イ 乙が甲から本契約に係り開示された技術的情報であって、秘密である
旨の表示がなされている資料に記録されたもの(書類、電子データを格納
した電子媒体等の有体物)。

ロ 乙が甲から本契約に係り開示された技術的情報であって、口頭で開示
され、または開示に際し秘密である旨明示されたもの。

二 事業情報とは、次のものをいう。

イ 乙が甲から本契約に係り開示された甲または乙の事業、運営等に係る
技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料
に記録されたもの(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物)。

ロ 乙が甲から本契約に係り開示された甲の事業、運営等に係る技術情報
以外の情報であって、口頭で提示され、または開示に際し秘密である旨
明示されたもの。

2 前項に基づき定義された秘密情報は、次の各号の一に該当すること
が客観的に立証できる情報は、含まないものとする。

一 甲から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保持の義務を
負うことなく入手していたもの。

二 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。

三 甲から開示を受けた後に当事者の責によらず公知となったもの。

四 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義
務を負うことなく入手したもの。

五 書面により甲から事前の承諾を得たもの。

（目的外使用の禁止）

第2条 乙は、本件目的以外に秘密情報を使用しないものとする。

（秘密保持）

第3条 乙は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相
手の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとする。

2 本契約の内容及びその締結の事実は、前項に準じて秘密保持されるものとする。

(秘密事項の管理及び義務)

第 4 条 乙は、本秘密情報の管理について、取扱い責任者を定め厳重に管理する。

2 乙は、本検討に携わる各々の従業員に対してのみ、本秘密情報を開示するものとし、開示に際し、本秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が本契約に基づき負うと同様の義務を当該従業員が負うことにつき一切の責任を負う。

(複製の制限)

第 5 条 乙は、本件目的の範囲を超える目的のために秘密情報の一部または全部を複製してはならない。

(秘密情報の瑕疵担保責任)

第 6 条 乙は甲に対し、秘密情報に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示または黙示の保証をしないものとする。

(発明等の取扱)

第 7 条 乙が甲から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等（以下「発明等」という。）をなしたときは、乙は、直ちに甲に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定する。

(損害賠償等)

第 8 条 甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、甲に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

(契約期間)

第 9 条 本契約は、契約締結の日から 2 年間とする。

(有効期間)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、第 2 条、第 3 条、第 4 条および第 5 条の

規定は、本契約の終了の日から5年間有効に存続するものとする。

(契約終了時の措置)

第11条 乙は、本契約が終了した場合、直ちに秘密情報の全てを甲の指示に従って返却または破棄するものとする。ただし、保管のためのみの複製1部を除く。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

本契約締結の証として、契約書正本2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 _____

乙 大阪府大阪市北区西天満3丁目5-10
オフィスポート大阪510号
特許事務所 富士山会
弁理士 佐藤 富徳